

京都市消防局訓令乙第11号

各 部

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市消防局公舎規程の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

京都市消防局長 杉本 栄一

第1条の見出しを「(種別及び名称)」に改め、同条中「, 名称及び数」を「及び名称」に改める。

「

名	称	数
本部指揮者公舎		1
北, 上京, 左京, 中京, 東山, 山科, 下京, 南, 右京, 西京及び伏見消防署長公舎		各 1
醍醐消防分署長公舎		1
東京公舎		1
元町, 西ノ京, 太秦及び御室消防職員待機宿舎		各 1

別表中

を

「

名	称
本部指揮者公舎	(西ノ京消防職員待機宿舎内に設ける。)
北, 上京, 左京, 中京, 東山, 山科, 下京, 南, 右京, 西京及び伏見消防署長公舎	
醍醐消防分署長公舎	
東京公舎	

に改める。

元町，西ノ京，太秦及び御室消防職員待機宿舎

附 則

この訓令は，平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(消防局総務部施設課)